

# 年末調整の電子化を進める手順とことしの改正ポイント

ことしの税制改正では、昨年に引き続き年末調整の電子化に関する要件緩和が進められました。そこで、年末調整の電子化の手順を確認するとともに、ことしの改正ポイントを解説します。

戸村涼子税理士事務所  
税理士  
戸村 涼子

## 年末調整の電子化のメリットとは

年末調整の電子化とは、年末調整の一連の手続きを書面ではなくデータで行なう方法です。令和2年分の年末調整より、国税庁が無償の年末調整ソフト（以下、「年調ソフト」といいます）を提供しており、電子化の範囲が広がります。

した。

年末調整の一連の手続きを電子化することには、次のようなメリットがあります。

- ① 控除額を自動計算で行なうので、従業員にとっては慣れない申告書への記入をしないで済み、給与担当者にとっては検算が不要になる
- ② マイナポータル等から入手した控除証明書等のデータはす

に電子署名済みなので、書面での保管は不要となる

年末調整の電子化は、給与担当者の負担を減らし、オフィスの省スペースにつながります。

2021年3月31日以前は、年末調整に関する申告書等を電子化するには、税務署に事前に「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請」を行なって承認を得る必要がありました。

それが2021年度の税制改正で、2021年4月1日以後に提出する申告書については、この承認申請が不要とされました。会社はいつでも、申告書の電子化を始めることとなります。

## 申告書の電子化を行なうための要件

ただし、申告書の電子化を行なうには次の2つの要件を満たす必要があるとされています。

- ① データによる提供を受けるために、次のいずれかの方法を選定しておくこと
- イ 勤務先にインターネット経由のメール等で送信する
  - ロ USBメモリ等に保存して勤

務先に提供する

ハ（社内LANなどで）勤務先と作成者である従業員のみがアクセスすることが可能な領域に、年末調整に関する申告書データを保存する

ニ 社内LANにログインし、メール等で送信する

ただし、イまたはロの方法により提出する場合には、提出データに電子署名を付すか、パスワードを設定する必要があります。

② データにより提供する人の氏名を明らかにするために、次のいずれかの措置を講ずること

- イ 従業員が申告書情報に電子署名を行ない、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて勤務先に送信する措置
- ロ 従業員が、勤務先から通知を受けた識別符号（ID）および暗証符号（パスワード）を用いて、勤務先に申告書情報を送信する措置

ロは、具体的には年末調整の申告書データそのものにパスワードを付す場合のほか、社内LAN等に従業員個別のID、パスワードでログインし、その従業員に割り当てられた電子メールアドレスから送信する場合等も含まれます。

このほか、次の対応も求められます。

- ・従業員がデータの提供を適正に行なうことができるための措置
- ・従業員がデータで提供を行なう際に、勤務先がその者を特定することができるための措置
- ・申告書に記載すべき事項についてパソコン等の映像面への表示および書面への出力をするための措置

社内LANやクラウド利用の有無、会社のセキュリティポリシー、従業員のITリテラシーなど、会社の状況にあわせてこれらの要件を満たす必要があります。

## 年末調整の電子化を進める手順

### (1) スケジュールの確認

年末調整の電子化を進めるにあたっては、会社側・従業員側いずれにも事前準備が必要です。

特にマイナポータルによる連携（以下、「マイナポータル連携」といいます）を目指す場合、従業員がマイナンバーカードを取得するために要する日数、民間送達サービスの開設に要する期間を考慮すると、年末調整時期（11月頃）の

2か月前（9月頃）までには、従業員への周知をしたほうがよいでしょう。

### (2) 会社が行なうこと

#### ① 従業員へマイナンバーカードの取得依頼

従業員がマイナポータル連携で控除証明書等のデータを入手するには、マイナンバーカードが必要になります。マイナンバーカードを取得していない従業員に対して、取得依頼をします。

#### ② 実施方法の検討（電子化の範囲など）

年末調整の電子化といっても、会社によってワークフローや利用している給与システムが異なるため、その実施方法も異なります。具体的には、次のイ〜ハの事項を事前に検討する必要があります。

#### イ 電子化の範囲

完全電子化するのか、部分的に電子化するのかを検討します。電子化の範囲によって、国税庁ホームページでは4つの案が紹介されています（図表1）。

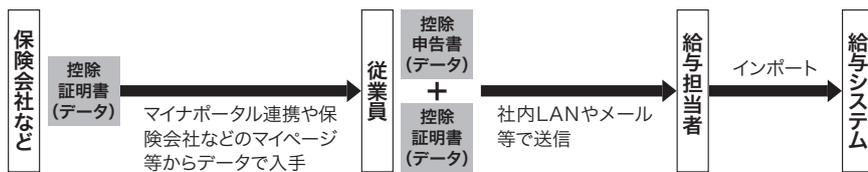
案①は、すべての手続きがデータで行なわれ、かつデー

タ保存が可能となるものです。従業員が、マイナポータル連携または保険会社等のマイページから控除証明書等のデータを入手し、控除申告書データを作成したうえで会社へ提出します。電子化による効率化の効果がいちばん高いケースです。

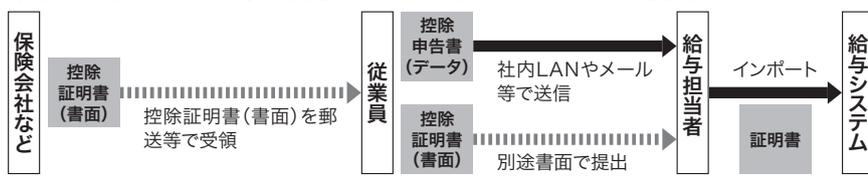
従業員は、控除証明書等をデータの取得が難しい場合に有効なケースです。従業員は、控除証明書等を書面で取得し、申告書データを作成して給与担当者に提出します。申告書データは電子保存が可能ですが、控除証明書等は書面で保存する必要があります。

図表1 電子化の範囲

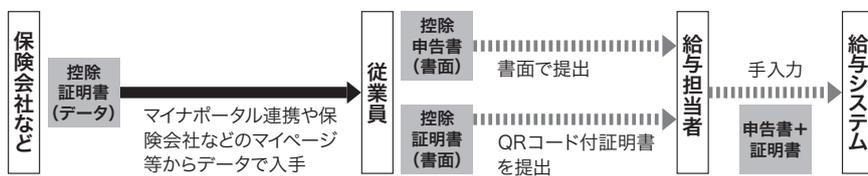
### 案① 従業員がデータで取得・システムで作成したデータを提出（完全電子化）



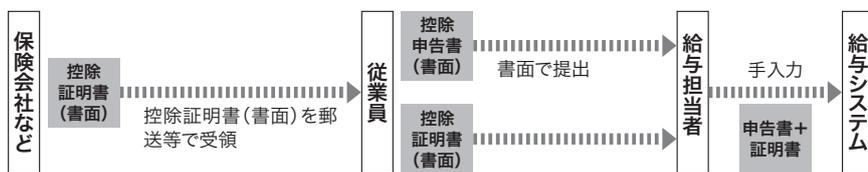
### 案② 従業員がハガキ等で取得・システムで作成したデータを提出



### 案③ 従業員がデータで取得・印刷した書面を提出



### 案④ 従業員がハガキ等で取得・印刷した書面を提出



出典：国税庁「年末調整手続の電子化に関するパンフレットについて」（実施方法検討編）

案③は、従業員が控除証明書等のデータを入力し、控除申告書を作成、それぞれ印刷して書面で給与担当者へ提出します（控除証明書等はQRコード付証明書にして提出する必要があります）。

給与担当者は、提出された書面の申告書と控除証明書等をもとに給与システムへ入力します。データ形式で申告書の提供を受けるための要件を満たすことができない場合に有効です。

案④は、従業員が控除証明書等を書面で取得し、申告書を作成・印刷して給与担当者へ提出します。給与担当者は、提出された書面の申告書と控除証明書等をもとに給与システムへ入力します。

従業員によるマイナンバーカード・控除証明書等のデータの取得が難しく、データ形式で申告書の提供を受けるための要件を満たすことができない場合に有効です。

ロ システムの選択  
年末調整を電子化するにあたって、利用するシステムを選択します。現在、民間の給与システム等を利用していない会社は、国税庁が配布している無償の年調ソフトを検討するとういでしょう。マイナンバー連携、控除証明書等の

データのインポート機能については、標準で搭載されています。

すでに何らかの民間の給与システム等を利用している会社は、そのシステムが、マイナンバー連携や、控除証明書等のデータおよび年調ソフトで作成した控除申告書データのインポートができるかを確認します。もしできない場合には、システムの入替えまたは前述した部分的な電子化を検討するとういでしょう。

ハ 従業員が利用するデバイスの選択  
従業員が年調ソフトを利用して

年末調整の申告書データを作成する場合には、どのデバイスを使って申告書データの作成を行なうかを決める必要があります。

1つには、勤務先のパソコンに年調ソフトをインストールし、各従業員が入力する方法があります。年調ソフトは、1台のパソコンにインストールすれば複数人で利用することが可能ですので、1人1台パソコンが準備されていない会社に有効です。

また、社内で手続きするので、操作方法等がわからない場合には、その場で確認することができ

もう1つは、従業員が各自利用しているパソコンまたはスマホ（個人所有を含みます）に年調ソフトをインストールし、申告書データを作成する方法です。この方法は、いつでもどこでも作成できることがメリットです。

一方で、セキュリティの設定を事前に周知するなど、注意が必要です。

③ 給与システム等の改修または購入の検討

さらに、給与システム等の改修または購入の検討を行なう必要があります。

すでに民間の給与システム等を通じて、従業員が質問に答えるような形で入力をしていき、電子的に控除申告書を作成・提出している会社は、前述したデータ形式で申告書の提供を受けるための要件を満たしていれば、申告書の保存を電子化できます。

ただし、控除証明書等についても電子化をし、検算を効率化するためには、別途、マイナンバー連携機能や従業員が保険会社等のサイトから取得した控除証明書等のデータをインポートできる機能などが必要になります。

利用している給与システム等の

ベンダーに、これらの機能が実装されているか（またはされる予定か）を確認します。機能が不足する場合は、部分的な電子化にとどまる可能性があります。

システムを使用せず、紙の控除申告書に従業員が手書きして提出している会社は、年末調整の電子化に対応できる民間の給与システム等や国税庁の年調ソフトの導入が必須です。

年調ソフトを使う場合、年調ソフトは申告書データの作成しかできませんので、別途、年税額を計算する給与システムが必要です。

④ 従業員に対する年末調整手順の周知

年調ソフトを使う場合、従業員向けの手順書が国税庁ホームページで公開されていますので、アレンジして使うとういでしょう。

民間の給与システム等を利用する場合は、ネット上で公開されているマニュアルを周知するか、あらためてマニュアルをつくって従業員に配布します。

③ 従業員が行なうこと

① マイナンバーカードの取得

マイナンバーを利用する場合には、従業員がマイナンバーカードを取得する必要があります。市

区町村によっては、取得するまでに時間を要する場合もあるので、早めに手続きをしたほうがよいでしょう。

## ② 年調ソフトの取得

年調ソフトを使って控除申告書を作成する場合には、年調ソフトのインストールが必要です。

インストールは、Windowsを利用している人であればマイクロソフトストアにて、Macを利用している人であればApp Storeに入手することができます。Androidスマホ、iPhoneを利用している人のインストール先も、先ほど紹介した国税庁の手順書に掲載されています。

## ③ マイナポータル連携の設定

マイナポータル連携で控除証明書等のデータを取得する場合には、事前に設定が必要です。

まず、マイナポータルを開設します。このとき、マイナンバーカードとICカードリーダーが必要になります。

次に、マイナポータルの「もつとつながる」というサービスから、次のサービスにつなげる設定を行いません。

・保険料控除証明書、年末残高証明書……「e・私書箱」または

「MyPost」(どちらのサービスと連携するかは保険会社によって異なります)

・住宅ローン控除証明書……「e・Tax」

## ④ 控除証明書等データの取得

マイナポータル連携で取得する場合は、マイナポータルと連携したサービスと保険会社等との連動設定を行いません。

たとえば、e・私書箱で保険料控除証明書・年末残高証明書のデータを取得したいときは、保険会社等の「マイナ手続きポータル」(保険会社等により名称が異なります)から利用者登録を行いません。利用者登録が終わったらログインし、マイナポータルとの連携設定を行いません。

保険会社のWebサイトから取得する場合は、保険会社のWebサイトにアクセスして、自分専用のページ(「お客様ページ」などの名称)を開きます。なお、自分専用ページの開設には数日を要することがあります。

次に、保険料控除証明書の電子発行(保険会社によっては違う名称の場合もあります)を選択し、保険料控除証明書等のデータをダウンロードします。

## ⑤ 控除申告書データの作成、提出

年調ソフトまたは民間の給与システム等を使って控除申告書データを作成し、会社から指示された方法(データまたは書面)で提出します。

なお、控除証明書等のデータを利用する場合、④の準備ができていれば、マイナポータル連携によって控除証明書等のデータの取得、または保険会社等からダウンロードした控除証明書等のデータのインポートを行なうことができます。

## 令和3年分の所得税改正のポイント

最後に、令和3年分の所得税の改正ポイントを確認しておきましょう。

### (1) 住宅ローン控除

① 住宅ローン控除の控除期間の特例の延長

住宅の取得等について、次の一定の期間内に契約した場合に限り、住宅ローン控除の控除期間を13年間とする特例(令和元年度の税制改正で創設)が2022年末までの入居に延長されることになりました。

イ 居住用家屋の新築の場合は、

2020年10月1日から2021年9月30日まで

ロ 分譲住宅もしくは既存住宅の取得または増改築等の場合は、

2020年12月1日から2021年11月30日まで

### ② 床面積の要件緩和

前記①の特例は、床面積が40㎡(改正前は50㎡)以上の住宅も対象となりました(ただし、その年の合計所得金額が1000万円以下の人に限ります)。

### (2) 税務関係書類における押印義務の見直し

2021年4月1日以降、税務署に提出する税務関係書類については、次の一定の書類を除き、原則、押印不要となりました。

〈押印が必要な書類〉  
・担保提供関係書類(例…不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書)  
・遺産分割協議書(例…相続税・贈与税の特例における添付書類)

年末調整の各種申告書を書面で提出する場合も、押印は不要です。申告書を書面で受け取る場合には、従業員にあらかじめ周知しておいたほうがよいでしょう。●

とむらりょうこ 税理士。ITを駆使して経営者にスピーディーに情報を提供する。インターネットビジネスや、仮想通貨取引など新しい分野の税務対応にも積極的に取り組む。